

令和3年（2021年）

旭 川 市 議 会 議 案

第 1 回 定 例 会

令和3年2月19日開会

令和3年 月 日閉会

令和2年度旭川市一般会計補正予算について

令和2年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和2年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例
の制定について

旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づき、利子補給事業の財源に充てるため、旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は，令和8年3月31日限り，その効力を失う。

(説 明)

旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金を設置するために，この条例を制定しようとするものである。

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

（説 明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市動物愛護基金条例の制定について

旭川市動物愛護基金条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市動物愛護基金条例

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市動物愛護基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、動物の愛護及び管理に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市動物愛護基金を設置するために，この条例を制定しようとするものである。

旭川市科学館施設整備基金条例の制定について

旭川市科学館施設整備基金条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市科学館施設整備基金条例

(設置)

第1条 旭川市科学館の展示施設の整備及び科学館事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市科学館施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市科学館施設整備基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

(1) 旭川市地域保育所

- ア 旭川市立日の出倉沼保育所
- イ 旭川市立桜岡保育所
- ウ 旭川市立江丹別保育所
- エ 旭川市立神居古潭保育所
- オ 旭川市立雨紛保育所
- カ 旭川市立あすか保育所
- キ 旭川市立旭正保育所
- ク 旭川市立嵐山保育所
- ケ 旭川市立東鷹栖保育所
- コ 旭川市立千代ヶ岡保育所

2 指定管理者

旭川市4条通8丁目

一般財団法人旭川保育協会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年度旭川市一般会計予算について

令和3年度旭川市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市動物園事業特別会計予算について

令和3年度旭川市動物園事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市育英事業特別会計予算について

令和3年度旭川市育英事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

令和3年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市水道事業会計予算について

令和3年度旭川市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市下水道事業会計予算について

令和3年度旭川市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市病院事業会計予算について

令和3年度旭川市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

令和3年度における特別職の職員の給料月額の特例を定めるために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

令和3年度における公営企業の管理者の給料月額の特例を定めるために、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

第2条 旭川市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「第12条第2項に」を「第12条第4項に」に，「第13条第3項に」を「第13条第4項に」に，「第14条第13項」を「第14条第15項」に，「第39条第4項」を「第39条第6項」に，「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に，「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め，

食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）第4条第1項の規定に基づく行商又は販売業の登録	行商登録手数料	新規 1件につき	2,470円
		更新 1件につき	2,220円
	食品販売業登録手数料	新規 1件につき	6,600円
		更新 1件につき	6,270円
食品の製造販売行商等衛生条例第5条第1項の規定に基づく製造業の許可	食品製造業許可手数料	新規 1件につき	11,100円
		更新 1件につき	8,470円
かきの処理等に関する衛生条例（昭和37年北海道条例第45号）第5条第	かき処理業許可手数料	新規 1件につき	10,700円

1 項の規定に基づくかき処理業の許可	更新 1 件につき 8,760円
--------------------	---------------------

」を

削り，「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 棟につき 361,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,700円)
-------------------------------------	---

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 棟につき 283,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 21,700円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 棟につき 361,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,700円)

」に,

「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 棟につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,400円)
-------------------------------------	---

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 棟につき 120,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 21,700円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 棟につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,400円)

」に,

「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 棟につき 192,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 27,900円)
-------------------------------------	--

--	--

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 148,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 18,000円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 192,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 27,900円)

」に,

「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 88,300円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 27,700円)
-------------------------------------	--

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 67,100円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 18,000円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 88,300円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 27,700円)

」に,

「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 373,000円
-------------------------------------	----------------

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 292,000円
-------------------------------------	----------------

床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1棟につき 373,000円
---	--------------------

」に、

「

床面積の合計が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のもの	1棟につき 144,000円
---	--------------------

」を

「

床面積の合計が300 平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	1棟につき 111,000円
床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1棟につき 144,000円

」に、

「

床面積の合計が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のもの	1棟につき 28,900円
---	-------------------

」を

「

床面積の合計が300 平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	1棟につき 18,000円
床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1棟につき 28,900円

」に、

「

床面積の合計が300 平方メートルを超え	1棟につき 198,000円
-------------------------	--------------------

2,000平方メートル以内のもの	
------------------	--

」を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 153,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 198,000円

」に,

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 83,700円
-------------------------------------	---------------

」を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 62,700円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 83,700円

」に, 「第29条第1項の」を「第

34条第1項の」に, 「第30条第2項」を「第35条第2項」に, 「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に, 「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に,

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 373,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 29,300円)
-------------------------------------	--

--	--

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 292,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 18,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 373,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 29,300円)

」に,

「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 144,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 29,300円)
-------------------------------------	--

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 111,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 18,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 144,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 29,300円)

」に, 「第31条第1項」を「第36

条第1項」に, 「第31条第2項」を「第36条第2項」に,

「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 198,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)
-------------------------------------	---

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 16,300円)
-------------------------------------	---

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 198,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)
---------------------------------------	---

」に,

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 83,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)
-------------------------------------	--

」を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 62,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 16,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 83,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)

」に, 「第29条第3項に」を「第

34条第3項に」に, 「第36条第1項」を「第41条第1項」に,

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 376,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては, 29,300円)
-------------------------------------	--

」を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 295,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては, 18,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 376,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては, 29,300円)

」に,

床面積の合計が300	1棟につき 145,000円
------------	----------------

平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のもの	(適合証の交付を受けた 場合にあつては, 29,300 円)
-----------------------------------	--------------------------------------

」を

「

床面積の合計が300 平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	1棟につき 112,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 18,300 円)
床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1棟につき 145,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 29,300 円)

」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第2条中別表の改正規定（行商登録手数料、食品販売業登録手数料、食品製造業許可手数料及びかき処理業許可手数料に係る部分に限る。）は同年6月1日から、同条中別表の改正規定（「第12条第2項に」を「第12条第4項に」に、「第13条第3項に」を「第13条第4項に」に、「第14条第13項」を「第14条第15項」に、「第39条第4項」を「第39条第6項」に、「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に、「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める部分に限る。）は同年8月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の旭川市手数料条例の規定は、令和2年9月1日から適用する。

(説 明)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正等に伴い、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例

旭川市火災予防条例（昭和48年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第60条第10号」を「第60条第11号」に改める。

第14条の2第1項中「，電気」を「，電気自動車等（電気」に，「原動機付自転車」を「原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）」に，「50キロワット」を「200キロワット」に改め，同項中第14号を第18号とし，第13号を第17号とし，同項第12号イ中「こと。また，異常な高温となつた場合には，急速充電設備を自動的に停止させること。」を「こと。」に改め，同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし，異常な高温又は低温を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし，制御機能の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させること。

第14条の2第1項中第12号を第16号とし，同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について，操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし，コネクターに十分な強度を有するものにあつては，この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては，当該液体が漏れた場合に，漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また，充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし，当該液

体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第14条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第60条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（改正後の旭川市火災予防条例第14条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。）のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

(説 明)

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，旭川市火災予防条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

旭川市福祉有償運送運営協議会条例（平成29年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第49条第1項第3号」を「第49条第2号」に改める。

第2条第2号中「第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除」を「第79条の12第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市福祉有償運送運営協議会条例の規定は、令和2年11月27日から適用する。

（説 明）

道路運送法等の一部改正に伴い、旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に，「講ずるよう努め」を「講
じ」に改める。

第6条第1項第1号中「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による
高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学
を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程に
よりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上
の資格を有すると認定した者であつて，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの
（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「又は保育士」に，「，保育士又は障害福
祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに
必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担
当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工
呼吸器による呼吸管理，^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同

じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰^{かくたん}吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰^{かくたん}吸引等をいう。次条及び第80条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰^{かくたん}吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰^{かくたん}吸引等業務をいう。次条及び第80条において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第80条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第80条において同じ。)を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を「看護職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第80条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等^{かくたん}のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務^{かくたん}を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第4項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「次の各号に掲げる従業者」を「次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数
第7条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第28条第5項中「会議」を「会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第38条中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第43条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びま

ん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第45条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第46条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第47条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第53条第4項中「学校教育法」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）」に改める。

第61条第1項第1号中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第78条中「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第80条第1項第1号中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を

営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引^{かくたん}等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引^{かくたん}等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第80条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第87条第1項第1号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第92条第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に、「学科」を「学科，研究科」に改める。

第98条中「第39条」を「第39条，第39条の2」に改める。

第103条中「第39条」を「第39条，第39条の2」に、「第45条中」を「第45条

第1項中」に改める。

第104条第1項中「第2項及び第4項、第7条」を「から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）」に、「第80条第1項、第2項及び第4項」を「第80条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」を「同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」」に、「第3項中「指定児童発達支援事業所」を「第4項中「指定児童発達支援事業所」に、「第4項中「指定児童発達支援事業所」を「第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に、「第80条第5項」を「第80条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和4年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項、第46条第3項及び第47条第2項（改正後の条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の条例第39条の2（改正後の条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とし、改正後の条例第43条第2項（改正後の条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び第6項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については，改正後の条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。
- 5 旧指定児童発達支援事業者に対する改正後の条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については，令和5年3月31日までの間，同条第3項中「又は保育士」とあるのは「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 6 旧指定児童発達支援事業者については，改正後の条例第7条第6項の規定にかかわらず，令和4年3月31日までの間は，なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に改正前の条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については，改正後の条例第61条第1項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。
- 8 旧基準該当児童発達支援事業者については，改正前の条例第61条第3項の規定は，令和5年3月31日までの間，なおその効力を有する。
- 9 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び第11項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については，改正後の条例第80条第1項及び第6項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。
- 10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の条例第80条第3項の規定の適用については，令和5年3月31日までの間，同項中「又は保育士」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 11 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の条例第80条第7項の規定の適用

については、令和５年３月３１日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、
「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

１２ この条例の施行の際現に改正前の条例第８７条第１項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、改正後の条例第８７条第１項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

１３ 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正前の条例第８７条第３項の規定は、令和５年３月３１日までの間、なおその効力を有する。

（説 明）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25年旭川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に，「講ずるよう努め」を「講
じ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行
われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を
超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要
な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する
指定居宅介護の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図る
ための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措

置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第42条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第42条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第46条第1項及び第2項中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第51条第1項中「第33条」を「第33条、第36条の2」に、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」を「第33条、第36条の2」に、「第31条第1項」を「第31条第3項」に、「第36条」を「第36条第1項」に、「第50条第2項」を「同条第2項」に改める。

第62条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第71条中「第76条」を「第76条第1項」に改める。

第72条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第74条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら

れるよう連携に努めなければならない。

第75条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第76条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第77条を次のように改める。

第77条 削除

第79条第2項第4号中「第77条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第80条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第42条」を「第42条、第42条の2」に改める。

第89条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第196条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第93条中「第96条」を「第96条第1項」に改める。

第94条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置

を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第96条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第97条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「、第43条」を「から第43条まで」に、「及び第77条から第79条まで」を「、第78条及び第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第97条において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に改める。

第97条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に改める。

第112条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第77条、第78条」を「第78条」に、「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第112条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第77条、第78条」を「第78条」に改める。

第125条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第151条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第151条において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を同項第4号から第6号までに、「「第96条」を「「第96条第1項」に、「する第96条」を「する第96条第1項」に、「第96条中」を「第96条第1項

中」に改める。

第151条の4中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「，第43条」を「から第43条まで」に，「第77条から第79条まで」を「第78条，第79条」に改める。

第160条第2項第4号中「第77条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第161条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「，第43条」を「から第43条まで」に，「第77条，第78条」を「第78条」に，「「第96条」を「「第96条第1項」に，「する第96条」を「する第96条第1項」に，「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第161条の4中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「，第43条」を「から第43条まで」に，「第77条，第78条」を「第78条」に改める。

第165条中第5項を削り，第6項を第5項とする。

第166条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第172条の見出し中「支援」を「支援等」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は，利用者が，第196条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第174条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「，第43条」を「から第43条まで」に，「第77条から第79条まで」を「第78条，第79条」に，「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第174条において準用する第77条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に，「「第96条」を「「第96条第1項」に，「する第96条」を「する第96条第1項」に，「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第185条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は，利用者が，第196条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第186条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第186条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第187条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第187条において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第192条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第192条において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第96条」を「第96条第1項」に、「する第96条」を「する第96条第1項」に、「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第196条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第196条において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第196条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」を「対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」に改める。

第196条の12及び第196条の20中「第43条まで」を「第36条まで、第37条から第43条まで」に改める。

第202条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第203条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第203条において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第203条の4第2項、第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第203条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第203条の11において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第203条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第203条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第203条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第43条」を「から第43条まで」に、「第77条から第79条まで」を「第78条、第79条」に、「同項第4号中「第77条第2項」とあるのは「第203条の22において準用する第77条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第96条中」を「第96条第1項中」に改める。

第204条第1項中「第165条第4項及び第5項」を「第165条第4項」に改め、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和４年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項，第３６条の２第３項（改正後の条例第４６条第１項及び第２項，第４６条の４，第８０条，第９７条，第９７条の５，第１１２条，第１１２条の４，第１２５条，第１５１条，第１５１条の４，第１６１条，第１６１条の４，第１７４条，第１８７条，第１９２条，第１９６条，第２０３条，第２０３条の１１並びに第２０３条の２２において準用する場合を含む。）及び第４２条の２（改正後の条例第４６条第１項及び第２項，第４６条の４，第５１条第１項及び第２項，第８０条，第９７条，第９７条の５，第１１２条，第１１２条の４，第１２５条，第１５１条，第１５１条の４，第１６１条，第１６１条の４，第１７４条，第１８７条，第１９２条，第１９６条，第１９６条の１２，第１９６条の２０，第２０３条，第２０３条の１１並びに第２０３条の２２において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和６年３月３１日までの間における改正後の条例第３４条の２（改正後の条例第４６条第１項及び第２項，第４６条の４，第５１条第１項及び第２項，第８０条，第９７条，第９７条の５，第１１２条，第１１２条の４，第１２５条，第１５１条，第１５１条の４，第１６１条，第１６１条の４，第１７４条，第１８７条，第１９２条，第１９６条，第１９６条の１２，第１９６条の２０，第２０３条，第２０３条の１１並びに第２０３条の２２において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とし，改正後の条例第３５条第３項（改正後の条例第４６条第１項及び第２項，第４６条の４，第５１条第１項及び第２項，第１２５条，第１９６条の１２並びに第１９６条の２０において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に，「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第5条第1項第4号中クを削り，ケをクとする。

第7条第1項中「及びク並びに」を「並びに」に改め，同条第2項中「ケ」を「ク」に改める。

第15条第1項中「この条」を「この条及び第36条第3項」に，「第81条第1項」を「第82条第1項」に，「第144条第1項」を「第145条第1項」に，「第154条第1項」を「第155条第1項」に，「第164条第1項」を「第165条第1項」に，「第190条第1項」を「第191条第1項」に改める。

第27条第5項中「いう」を「いい，テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め，同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者が，指定就労定着支援

（基準条例第196条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（基準条例第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第53条」を「第53条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第51条第2項中「指定障害者支援施設に」を「当該指定障害者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対

策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第53条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第54条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第60条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第60条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１５条第１項の改正規定（「第８１条第１項」を「第８２条第１項」に、「第１４４条第１項」を「第１４５条第１項」に、「第１５４条第１項」を「第１５５条第１項」に、「第１６４条第１項」を「第１６５条第１項」に、「第１９０条第１項」を「第１９１条第１項」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第１５条第１項の改正規定中「第８１条第１項」を「第８２条第１項」に、「第１４４条第１項」を「第１４５条第１項」に、「第１５４条第１項」を「第１５５条第１項」に、「第１６４条第１項」を「第１６５条第１項」に、「第１９０条第１項」を「第１９１条第１項」に改める部分に限る。）による改正後の旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から令和４年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項、第５４条第３項及び第６０条の２の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和６年３月３１日までの間における改正後の条例第４７条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とし、改正後の条例第５１条第２項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第26条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

第29条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第2章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げ

る措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４５条の２の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年旭川市条例第１９号）第１９６条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第１９６条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第４９条第２項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第５１条、第５６条及び第６１条中「第３３条まで」を「第３３条の２まで」に改める。

第６４条中第６項を削り、第７項を第６項とする。

第６５条第２項中「第５項まで及び第７項」を「第６項まで」に改める。

第６８条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支

援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第70条中「第33条まで」を「第33条の2まで」に改める。

第72条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第83条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第85条及び第88条中「第33条まで」を「第33条の2まで」に改める。

第90条第1項中「及び第6項並びに」を「並びに」に改め、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和4年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項、第29条第3項及び第33条の2（改正後の条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の条例第26条の2（改正後の条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とし、改正後の条例第28条第2項及び第49条第2項（改

正後の条例第５６条，第６１条，第７０条，第８５条及び第８８条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4 地域活動支援センターは、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第15条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ

ならない。

- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条第2項中「地域活動支援センターに」を「当該地域活動支援センターに」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第22条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第22条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲

げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和４年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第４項及び第２２条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和６年３月３１日までの間における改正後の条例第１６条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とし、改正後の条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 福祉ホームは、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第13条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な

言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条第2項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第20条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施するこ

と。

- (3) 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和４年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第４項及び第２０条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和６年３月３１日までの間における改正後の条例第１４条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とし、改正後の条例第１５条第２項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第46条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等必要な」を「必要な」に、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第1項第5号中キを削り、クをキとする。

第13条第1項中「及びキ並びに」を「並びに」に改め、同条第2項中「ク」を「キ」に改める。

第20条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第29条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（旭

川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第19号）第196条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）

の利用を希望する場合には，第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者（同条例第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は，就労継続支援B型の提供に当たっては，利用者が，指定就労定着支援の利用を希望する場合には，第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第38条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は，適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第38条の2 障害者支援施設は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に，「必要な措置を講ずるよう努め」を「，次の各号に掲げる措置を講じ」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第42条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第46条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第46条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和4年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項、第42条第3項及び第46条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の条例第38条の2の規定の適用

については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とし、改正後の条例第40条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第18条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第23条第2項中「第31条」を「第32条」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第31条第1項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

（虐待の防止）

第32条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装

置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第33条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第4項、第25条第3項及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、改正後の条例第25条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

3 施行日から起算して6月を経過する日までの間における改正後の条例第31条第1項の規

定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第26条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(説 明)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第55条・第56条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第25条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第26条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第33条第1項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第33条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第36条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第37条第4項第1号イただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号エを次のように改める。

エ 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第38条第8項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第42条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第42条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の

必要な措置を講じなければならない。

第44条中「第25条まで」を「第25条まで、第26条の2」に、「第33条まで」を「第33条の2まで」に改める。

第47条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第47条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同条第11項中「（平成25年旭川市条例第32号。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」を「（平成25年旭川市条例第32号）」に改める。

第49条第1項中「協議会」を「協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第50条中「及び第33条」を「、第33条及び第33条の2」に、「第33条まで」を「第33条の2まで」に改める。

第52条第4項第1号イただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号エを次のように改める。

エ 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第54条中「第25条まで」を「第25条まで、第26条の2」に、「、第33条」を「、第33条、第33条の2」に、「第33条まで」を「第33条の2まで」に改める。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第55条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方

式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は，説明，同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該説明等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第5項から第7項まで中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項（改正後の条例第50条において準用する場合を含む。），第26条第3項（改正後の条例第50条において準用する場合を含む。），第33条の2（改正後の条例第44条，第50条及び第54条において準用する場合を含む。），第35条第3項（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第4項（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とし，改正後の条例第8条（改正後の条例第50条において準用する場合を含む。）及び第36条（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし，改正後の条例第26条の2（改正後の条例第44条，第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 3 施行日から当分の間，改正後の条例第37条第4項第1号イ及び第52条第4項第1号イ

の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、改正後の条例第13条第1項第4号ア及び第42条第2項（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第37条第4項第1号エ(イ)及び第52条第4項第1号エ(イ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。
- 5 施行日から起算して6月を経過する日までの間における改正後の条例第33条第1項（改正後の条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第28条第2項第3号（改正後の条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（説 明）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第35条の2」に，「第36条」を「第36条・第37条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第5項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第24条第2項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

第26条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条第1項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第35条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第35条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第36条を第37条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第3条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第10条中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項、第26条第3項（改正後の条例附則第10条において準用する場合を含む。）、第35条の2（改正後の条例附則第10条において準用する場合を含む。）及び附則第3条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第8条（改正後の条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第26条の2（改正後の条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 3 施行日から起算して6月を経過する日までの間における改正後の条例第35条第1項（改正後の条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第28条第2項第3号（改正後の条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。

(説 明)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(旭川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項，第35条の3第1項」に改める。

第12条第1項第2号中「100分の41」を「100分の35」に改め，同項第3号ア中「100分の18」を「100分の24」に改める。

第12条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第12条の6の5第1項第2号中「100分の41」を「100分の35」に改め，同項第3号ア中「100分の18」を「100分の24」に改める。

第12条の10第1項第2号中「100分の41」を「100分の35」に改め，同項第3号中「100分の18」を「100分の24」に改める。

第12条の11中「16万円」を「17万円」に改める。

第17条第1項及び第3項中「61万円」を「63万円」に改め，同条第4項中「61万円」を「63万円」に，「16万円」を「17万円」に改める。

附則第8項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝

染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成30年旭川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「2,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中旭川市国民健康保険条例附則第8項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例附則第8項の規定は、令和3年2月13日から適用する。

(適用区分)

- 3 この条例(第1条中旭川市国民健康保険条例附則第8項の改正規定を除く。)による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 保険料（第3条―第14条）」を
「第5章 保健福祉事業（第2条の
第6章 保険料（第3条―第14
9）
に，「第6章」を「第7章」に，「第7章」を「第8章」に改める。
条）」

第7章を第8章とし，第6章を第7章とする。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」
に改め，同項第6号ア中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項，第35条の3第1
項」に改め，同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

第5章を第6章とし，第4章の次に次の1章を加える。

第5章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

第2条の9 本市は，法第115条の49の規定により，要介護被保険者を現に介護する者の
支援のために必要な事業を行うものとする。

附則第6条の次に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第6条の2 第1号被保険者のうち，令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第
33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等

に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア及び第１２号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

２ 前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。

３ 第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。

附則第１０条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日等）

１ この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第１０条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

２ この条例による改正後の旭川市介護保険条例附則第１０条の規定は、令和３年２月１３日から適用する。

（適用区分）

３ この条例による改正後の旭川市介護保険条例第３条の規定は、令和３年度分の保険料から適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

保険料率に係る規定を整備する等のために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第279条」を「第279条・第280条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は，適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

の必要な措置を講じなければならない。

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 3 2 条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 3 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 3 9 条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対して

も指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第58条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第58条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条中「第32条」を「第32条の2」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「第33条」を「第33条第2項」に改める。

第64条中「第32条」を「第32条の2」に、「第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「第20条中」を「第20条第1項中」に、「第33条」を「第33条第2項」に改める。

第78条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第9条中」を「第9条第1項中」に改める。

第86条第5号中「される会議」を「される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第88条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第90条中「第9条中」を「第9条第1項中」に改める。

第96条第2項中「薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士」を「薬剤師」に改め、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第97条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第99条中「第9条中」を「第9条第1項中」に改める。

第108条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第109条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第109条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第111条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第113条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」

に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第113条の2を第113条の3とし、第113条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第113条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第115条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「から第39条まで」を「第38条、第40条の2」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中」を「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第117条中「第28条、」を「第28条、第32条の2、」に、「から第39条まで」を「第38条、第40条の2」に、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「及び第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第109条第3項」を「第109条第3項及び第4項並びに第113条第2項第1号及び第3号」に改める。

第137条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第39条」を「第40条の2」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「第108条」と、」を「第108条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号

中」に、「第20条中」を「第20条第1項中」に、「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」を「基準該当通所介護」に改める。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第148条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「第109条第3項」を「第109条第3項及び第4項」に改める。

第150条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち、1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第153条第1項第2号ア中「第111条」を「第111条第1項」に改め、同号イ中「第111条」を「第111条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第166条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「第41条まで」を「第41条まで（第39条第2項を除く。）」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第109条第3項」を「第109条第3項及び第4項並びに第113条第2項第1号及び第3号」に改める。

第173条第1項第2号ア中「第111条」を「第111条第1項」に改め、同号イ中「第111条」を「第111条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号イ中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ウ後段を削る。

第180条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第181条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第183条の3中「第27条、」を「第27条、第32条の2、」に、「第41条まで」を「第41条まで（第39条第2項を除く。）」に、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）と、第34条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第109条第3項」を「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第109条第3項及び第4項並びに第113条第2項第1号及び第3号」に改める。

第190条中「第27条，」を「第27条，第32条の2，」に，「，第38条（第5項及び第6項を除く。）」，第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。）」に，「第20条中」を「第20条第1項中」に，「第34条中」を「第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に，「第109条第3項」を「第109条第3項及び第4項並びに第113条第2項第1号及び第3号」に改める。

第203条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第206条中「第27条」を「第27条，第32条の2」に，「第41条まで」を「第41条まで（第39条第2項を除く。）」に，「第34条中」を「第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に，「第109条第3項」を「第109条第3項及び第4項」に，「第154条中」を「第146条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第154条第1項中」に改める。

第215条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第216条第4項に後段として次のように加える。

その際，当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，全ての短期入所療養介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第216条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第228条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第234条中第9号を第10号とし，第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第235条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第239条中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「読み替える」を「第113条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第247条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第250条中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に、「第226条第2項」を「第113条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第226条第2項」に改める。

第259条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第262条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第263条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第265条中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「第259条」と、「」を「第259条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第20条中」を「第20条第1項中」に、「第109条第2項」を「第109条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第267条中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「第259条」と、「」を「第259条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第109条第2項」を「第109条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第278条中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に、「第259条」と、「」を「第259条」と、同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び利用者」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」を「及び利用者」に、「第33条中」を「第33条第1項中」に、「第109条第2項」を「第109条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第279条を第280条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第279条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存

その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条（第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第206条（第218条において準用する場合を含む。）、第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。）及び第226条第1項（第250条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第13項から第15項まで中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項、第33条第3項（改正後の条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条及び第278条において準用する場合を含む。）、第40条の2（改正後の条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条（改正

後の条例第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第206条（改正後の条例第218条において準用する場合を含む。）、第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。）、第58条の2第3項（改正後の条例第64条において準用する場合を含む。）、第109条第3項（改正後の条例第117条、第137条、第148条、第170条、第183条の3、第190条及び第206条において準用する場合を含む。）、第113条第2項（改正後の条例第117条、第137条、第170条（改正後の条例第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第239条及び第250条において準用する場合を含む。）、第146条第2項（改正後の条例第206条（改正後の条例第218条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第181条第4項、第216条第4項、第235条第4項（改正後の条例第250条において準用する場合を含む。）及び第262条第6項（改正後の条例第267条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第30条（改正後の条例第43条の3及び第48条において準用する場合を含む。）、第58条（改正後の条例第64条において準用する場合を含む。）、第78条、第88条、第97条、第108条（改正後の条例第117条及び第137条において準用する場合を含む。）、第145条、第166条（改正後の条例第183条の3及び第190条において準用する場合を含む。）、第180条、第203条、第215条、第234条、第247条及び第259条（改正後の条例第267条及び第278条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第32条の2（改正後の条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条（改正後の条例第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第206条（改正後の条例第218条において準用する場合を含む。）、第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- 3 施行日から当分の間、改正後の条例第173条第6項第1号イの規定に基づき、利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、改正後の条例第150条第1項第3号及び第181条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第173条第6項第1号ウ（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（説 明）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第207条」を「第207条・第208条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は，指定地域密着型サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「第155条第12項」を「第49条第4項第1号及び第155条第12項」に改め，同項第2号中「いう」を「いう。第49条第4項第2号において同じ」に改め，同項第3号中「いう」を「いう。第49条第4項第3号において同じ」に改め，同項第4号中「いう」を「いう。第49条第4項第4号において同じ」に改め，同項第5号中「第66条第1項」を「第49条第4項第5号，第66条第1項」に改め，同項第6号中「第66条第

1 項」を「第 4 9 条第 4 項第 6 号、第 6 6 条第 1 項」に改め、同項第 7 号中「第 6 6 条第 1 項」を「第 4 9 条第 4 項第 7 号、第 6 6 条第 1 項」に改め、同項第 8 号中「第 7 章」を「第 4 9 条第 4 項第 8 号及び第 7 章」に改める。

第 3 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 3 3 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 3 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 3 3 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業

者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」を「協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第61条の18第1項及び第90条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第1項第1号中「専ら利用者」を「利用者」に、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら随時訪問サービス」を「随時訪問サービス」に、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第58条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第61条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第34条及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第61条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護

師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第61条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は，適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第61条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第61条の17第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「，次の各号に掲げる措置を講じ」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において，地域密着型通所介護従業者に対し，感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第61条の18第1項中「協議会」を「協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，利用者等が参加する場合にあつては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第61条の21中「第29条」を「第29条，第33条の2」に，「第39条まで」を「第39条まで，第41条の2」に，「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と，第35条」を「同項，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第61条の21の3中「第29条，」を「第29条，第33条の2，」に，「第42条」を「第41条の2，第42条」に，「第35条に」を「第35条第1項に」に，「第35条中」

を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第61条の13第3項」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の17第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条の35中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の37第1項中「（次項）を「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項）」に改める。

第61条の39中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第42条」を「第41条の2、第42条」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の17第2項第1号及び第3号」に改める。

第66条第1項中「又は施設」を「又は施設（第68条第1項において「本体事業所等」という。）」に改める。

第67条第2項中「第85条第7項」を「第85条第7項、第113条第9項」に改める。

第68条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第75条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第42条」を「第41条の2、第42条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第61条の18第1項」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の17第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の18第1項」に改める。

第85条第1項中「及び第195条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型

居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を，」を「の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を，」に改め，同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設」に改め，同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第86条第3項中「第114条第2項」を「第114条第3項」に改める。

第90条中「行う会議」を「行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，利用者等が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第103条中第10号を第11号とし，第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第104条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず，過疎地域その他これに類する地域において，地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は，指定小規模多機能型居宅介護事業者は，本市が認めた日から本市の市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（本市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって，新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては，次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第111条中「第29条」を「第29条，第33条の2」に，「，第42条」を「から第42条まで」に，「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と，第35条」を「同項，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に，「第61条の13第3項」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の17第2項第1号及び第3号」に改める。

第113条第1項中「をいう。）」を「をいう。以下この項において同じ。）」に改め，同

項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第113条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第114条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第116条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第120条第7項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第131条において準用する第61条の18第1項に規定する運営推進会議における評

価

第124条中「指定地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第125条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第126条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第126条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第131条中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第42条」を「から第42条まで」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第61条の18第1項」を「第61条の17第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の18第1項」に改める。

第141条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第148条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第149条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第149条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第152条中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」に、「第61条の18第1項」を「第61条の17第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の18第1項」に改める。

第155条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第155条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第155条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号まで中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第161条第6項中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第162条第6項中「行う会議」を「行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第167条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第167条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第172条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第173条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第173条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第175条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第179条第1項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第181条中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第39条」を「第39条、第41条の2」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介

「介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に改める。

第184条第1項第1号イただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第186条第8項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第190条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第191条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第191条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第193条中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第39条」を「第39条、第41条の2」に、「規程」と、」を「規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に改める。

第195条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第206条中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第42条」を「から第42条まで」に、「規程」と、」を「規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護

看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に、「第61条の13中」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の17第2項第1号及び第3号中」に改める。

第207条を第208条とし、第12章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第207条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第61条、第61条の21、第61条の21の3、第61条の39、第83条、第111条、第131条、第152条、第181条、第193条及び第206条において準用する場合を含む。）、第118条第1項、第139条第1項及び第159条第1項（第193条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第5項から第9項まで中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」

という。)第3条第3項,第34条第3項(改正後の条例第61条において準用する場合を含む。),第41条の2(改正後の条例第61条,第61条の21,第61条の21の3,第61条の39,第83条,第111条,第131条,第152条,第181条,第193条及び第206条において準用する場合を含む。),第61条の13第3項(改正後の条例第61条の21の3,第61条の39,第83条,第111条及び第206条において準用する場合を含む。),第61条の17第2項(改正後の条例第61条の21の3,第61条の39,第83条,第111条,第131条,第152条及び第206条において準用する場合を含む。),第126条第3項,第149条第4項,第173条第3項及び第191条第4項の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは,「講じるよう努めなければ」とし,改正後の条例第32条,第57条,第61条の12(改正後の条例第61条の21の3において準用する場合を含む。),第61条の35,第75条,第103条(改正後の条例第206条において準用する場合を含む。),第125条,第148条,第172条及び第190条の規定の適用については,これらの規定中「,次に」とあるのは「,虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに,次に」と,「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし,改正後の条例第33条の2(改正後の条例第61条,第61条の21,第61条の21の3,第61条の39,第83条,第111条,第131条,第152条,第181条,第193条及び第206条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と,「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と,「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とし,改正後の条例第167条の2及び第167条の3(改正後の条例第193条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「行わなければ」とあるのは,「行うよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から当分の間,改正後の条例第184条第1項第1号イの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は,改正後の条例第155条第1項第3号ア及び第191条第2項の基準を満たすほか,ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み,この条例の施行の後に増築され,又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって,この条例

による改正前の旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例第１８４条第１項第１号ウ(イ)の規定の要件を満たしているものについては，なお従前の例による。

- ５ 施行日から起算して６月を経過する日までの間における改正後の条例第１７９条第１項（改正後の条例第１９３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同条中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは，「次の第１号から第３号までに定める措置を講じるとともに，次の第４号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- ６ 施行日から令和６年３月３１日までの間，改正後の条例第１７５条第２項第３号（改正後の条例第１９３条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，指定地域密着型介護老人福祉施設は，その従業者又は職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに，感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（説 明）

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い，旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等
に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等
に関する条例等の一部を改正する条例

(旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年
旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条・第37条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の
整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなら
ない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条
の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行
うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」を「主任介護支援専門員（以下この項において
「主任介護支援専門員」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合
については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者と

することができる。

第7条第2項中「できること」を「できること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」に改める。

第16条第9号中「行う会議」を「行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改め、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 25 条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第３６条を第３７条とし、第６章中同条の前に次の１条を加える。

（電磁的記録等）

第３６条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条（第３５条において準用する場合を含む。）及び第１６条第２４号（第３５条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- ２ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成３０年旭川市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則に次の１項を加える。

- ３ 令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、前項中「この条例による

改正後の旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）とあるのは「令和３年３月３１日までに介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第６条第１項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、この条例による改正後の旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を改正後の条例第６条第１項に規定する」とあるのは「引き続き、令和３年３月３１日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１条中旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第１６条第１８号の２の次に１号を加える改正規定は令和３年１０月１日から、第２条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第５項、第２４条の２及び第３０条の２（改正後の条例第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第２１条（改正後の条例第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第２２条の２（改正後の条例第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(説 明)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第57条・第58条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第10項中「指定地域密着型サービス基準条例」を「旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第30号）」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第17条第6項中「行う会議」を「行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対す

る指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第42条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第46条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第1項第1号イただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第49条第8項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第53条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第54条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第56条中「第28条まで」を「第28条まで、第30条の2」に改める。

第57条を第58条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第57条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第56条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第56条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第5項から第7項まで中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項、第30条第3項、第42条の2（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）、第46条第3項及び第54条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第22条の2及び第22条の3（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とし、改正後の条例第29条及び第53条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に

関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第30条の2（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- 3 施行日から当分の間、改正後の条例第47条第1項第1号イの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、改正後の条例第5条第1項第3号ア及び第54条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第47条第1項第1号ウ(イ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。
- 5 施行日から起算して6月を経過する日までの間における改正後の条例第42条第1項（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第34条第2項第3号（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（説 明）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準
等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第
32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第269条」を「第269条・第270条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制
の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならな
い。

4 指定介護予防サービス事業者は，指定介護予防サービスを提供するに当たっては，法第
118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有
効に行うよう努めなければならない。

第56条中第8号を第9号とし，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第56条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第56条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第56条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第56条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第56条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第56条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第56条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第56条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第64条中「第56条の4」を「第56条の4第1項」に、「第52条の13」を「第52条の13第1項」に改める。

第74条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第74条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第74条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を

提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第76条中「第56条の2」を「第56条の2の2」に、「第56条の4」を「第56条の4第1項」に、「第56条の3」を「第56条の3第2項」に改める。

第84条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第86条中「第56条の2」を「第56条の2の2」に、「第58条及び第70条」を「第58条、第70条及び第74条の2」に、「第56条の4」を「第56条の4第1項」に、「第56条の3」を「第56条の3第2項」に、「読み替える」を「、第74条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第88条第1号中「される会議」を「される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第93条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条中「第56条の2」を「第56条の2の2」に、「及び第70条」を「、第70条及び第74条の2」に、「第56条の4」を「第56条の4第1項」に、「第56条の3」を「第56条の3第2項」に、「読み替える」を「、第74条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第97条第2項中「薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士」を「薬剤師」に改め、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第97条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第123条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知

症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第123条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第124条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第126条中「第53条の3」を「第53条の3、第56条の2の2」に、「第56条の4中」を「第56条の4第1項中」に改める。

第132条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項本文中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しな

かった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第135条第1項第2号ア中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に改め、同号イ中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第141条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第142条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第145条中「第55条」を「第55条、第56条の2の2」に、「第56条の11まで」を「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」に、「第56条の4中「第56条」とあるのは「第141条」と、」を「第56条の2の2第2項、第56条の4第1項並びに第56条の10の2第1号及び第3号中」に、「第123条の2第3項」を「第56条の4第1項中「第56条」とあるのは「第141条」と、第123条の2第3項及び第4項」に改める。

第156条第1項第2号ア中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に改め、同号イ中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号イただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ウ後段を削る。

第159条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第160条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第160条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第167条の3中「第55条」を「第55条，第56条の2の2」に，「第56条の11まで」を「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」に，「第56条の4中」を「第56条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と，第56条の4第1項中」に，「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と，第123条の2第3項」を「同項並びに第56条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と，第123条の2第3項及び第4項」に，「及び第140条」を「，第140条並びに第142条の2第2項第1号及び第3号」に改める。

第174条中「第56条の4から第56条の7まで，第56条の8（第5項及び第6項を除く。）」，第56条の9から第56条の11まで」を「第56条の2の2，第56条の4から第56条の11まで（第56条の8第5項及び第6項並びに第56条の9第2項を除く。）」に，「第52条の13中」を「第52条の13第1項中」に，「第56条の4中「第56条」とあるのは「第174条において準用する第141条」と，」を「第56条の2の2第2項，第56条の4第1項並びに第56条の10の2第1号及び第3号中」に，「第123条の2第3項」を「第56条の4第1項中「第56条」とあるのは「第174条において準用する第141条」と，第123条の2第3項及び第4項」に改める。

第181条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第184条中「第55条」を「第55条，第56条の2の2」に，「第56条の11まで」を「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」に，「第56条の4中「第56条」とあるのは「第181条」と，」を「第56条の2の2第2項，第56条の4第1項並びに第56条の10の2第1号及び第3号中」に，「第123条の2第3項」を「第56条の4第1項中「第56条」とあるのは「第181条」と，第123条の2第3項及び第4項並びに第124条第2項第1号及び第3号」に，「第136条中」を「第136条第1項中」に改める。

第196条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第197条第4項に後段として次のように加える。

その際，当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第197条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第214条第3項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第215条中第9号を第10号とし，第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第216条第4項に後段として次のように加える。

その際，当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，全ての介護予防特定施設従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第216条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第220条中「第55条まで」を「第55条まで、第56条の2の2」に、「第56条の11まで」を「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」に、「及び第56条の4」を「、第56条の2の2第2項、第56条の10の2第1号及び第3号並びに第56条の4第1項」に、「同条」を「同項」に、「読み替える」を「、第142条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第234条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第237条中「第55条まで」を「第55条まで、第56条の2の2」に、「第56条の11まで」を「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」に、「第54条」を「第54条、第56条の2の2第2項並びに第56条の10の2第1号及び第3号」に、「第56条の4中」を「第56条の4第1項中」に、「第212条第2項」を「第142条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第212条第2項」に改める。

第245条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第249条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第251条中「第55条」を「第55条、第56条の2の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第52条の2中」を「第52条の2第1項中」に、「第245条」と、」を「第245条」と、同項、第56条の2の2第2項並びに第56条の10の2第1号及び第3号中」に、「第52条の13中」を「第52条の13第1項中」に、「読み替える」を「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替える」に改める。

第256条中「第56条の5から第56条の7まで、第56条の8（第5項及び第6項を除く。）、第56条の9から第56条の11まで」を「第56条の2の2、第56条の5から第56条の11まで（第56条の8第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第52条の2中」を「第52条の2第1項中」に、「第245条」と、」を「第245条」と、同項、第56条の2の2第2項並びに第56条の10の2第1号及び第3号中」に、「第52条の13中」を「第52条の13第1項中」に、「第244条第2項」を「同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第244条第2項」に改める。

第265条中「第55条」を「第55条、第56条の2の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第52条の2中」を「第52条の2第1項中」に、「第245条」と、」を「第245条」と、同項、第56条の2の2第2項、第56条の3第3項第1号及び第3号並びに第56条の10の2第1号及び第3号中」に、「第245条中」を「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第245条中」に改める。

第269条を第270条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第269条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文

書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第５２条の５第１項（第６４条、第７６条、第８６条、第９５条、第１２６条、第１４５条（第１６２条において準用する場合を含む。）、第１６７条の３、第１７４条、第１８４条（第１９９条において準用する場合を含む。）、第２２０条、第２３７条、第２５１条、第２５６条及び第２６５条において準用する場合を含む。）及び第２１２条第１項（第２３７条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- ２ 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第１２項から第１４項まで中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- ２ 施行日から令和６年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項、第５６条の２第３項（改正後の条例第６４条において準用する場合を含む。）、第５６条の３第３項（改正後の条例第６４条、第７６条、第８６条、第９５条及び第２６５条において準用する場合を含む。）、第５６条の１０の２（改正後の条例第６４条、第７６条、第８６条、第９５条、第１２６条、第１４５条（改正後の条例第１６２条において準用する場合を含む。）、第１６７条の３、第１７４条、第１８４条（改正後の条例第１９９条

において準用する場合を含む。）、第220条、第237条、第251条、第256条及び第265条において準用する場合を含む。）、第123条の2第3項（改正後の条例第145条、第167条の3、第174条及び第184条において準用する場合を含む。）、第124条第2項（改正後の条例第184条（改正後の条例第199条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第142条の2第2項（改正後の条例第162条、第167条の3、第174条、第220条及び第237条において準用する場合を含む。）、第160条第4項、第197条第4項、第216条第4項（改正後の条例第237条において準用する場合を含む。）及び第248条第6項（改正後の条例第256条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第56条（改正後の条例第64条において準用する場合を含む。）、第74条、第84条、第93条、第123条、第141条（改正後の条例第167条の3及び第174条において準用する場合を含む。）、第159条、第181条、第196条、第215条、第234条及び第245条（改正後の条例第256条及び第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第56条の2の2（改正後の条例第64条、第76条、第86条、第95条、第126条、第145条（改正後の条例第162条において準用する場合を含む。）、第167条の3、第174条、第184条（改正後の条例第199条において準用する場合を含む。）、第220条、第237条、第251条、第256条及び第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- 3 施行日から当分の間、改正後の条例第156条第6項第1号イの規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、改正後の条例第132条第1項第3号及び第160条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例

の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第156条第6項第1号ウ（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（説 明）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」を「第93条・第94条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」を「又は施設（第11条第1項において「本体事業所等」とい

う。)」に改める。

第10条第2項中「同条第7項」を「同条第7項及び第73条第9項」に改める。

第11条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介

護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条第1項中「協議会」を「協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第51条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に改め、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下」を「（以下この章において」に改める。

第47条第3項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に改める。

第51条中「行う会議」を「行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第59条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、本市が認めた日から本市の市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（本市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第67条中「第32条から第38条まで、第39条（第4項を除く。）から第41条まで」

を「第29条の2，第32条から第41条まで（第39条第4項を除く。）」に，「規程」と，」を「規程」と，同項，第29条第3項及び第4項，第29条の2第2項，第33条第2項第1号及び第3号，第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に，「第4章第4節」と，第29条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「第4章第4節」に改める。

第73条第1項中「をいう。）」を「をいう。以下この項において同じ。）」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において，当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し，介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ，利用者の安全性が確保されていると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は，夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め，同条中第10項を第11項とし，第9項を第10項とし，第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については，介護支援専門員である計画作成担当者に代えて，第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第74条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず，共同生活住居の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は，本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第76条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条第3項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第81条中「地域密着型介護予防サービス」を「地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第82条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第27条」を「第27条、第29条の2」に、「第39条（第4項を除く。）、第40条、第41条（第5項を除く。）」を「から第41条まで（第39条第4項及び第41条第5項を除く。）」に、「規程」と、」を「規程」と、同項、第29条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に、「第5章第4節」と、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」を「第5章第4節」に改める。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価

第93条を第94条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。))及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項、第29条第3項(改正後の条例第67条において準用する場合を含む。)、第33条第2項(改正後の条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。)、第39条の2(改正後の条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。))及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第28条、第59条及び第82条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、

「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第29条の2（改正後の条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（説 明）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成27年旭川市条例第27号）の一部
を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第38条・第39条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条第9号中「行う会議」を「行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第38条を第39条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第38条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第37条において準用する場合を含む。）及び第35条第26号（第37条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって

認識することができない方法をいう。) によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 5 項、第 23 条の 2 及び第 29 条の 2（改正後の条例第 37 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第 20 条（改正後の条例第 37 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第 21 条の 2（改正後の条例第 37 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(説 明)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「除く。）」を「除く。）若しくは大学院」に、「学科」を「学科，研究科」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例

旭川市地域保育所条例（昭和46年旭川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「旭川市立さくら保育所	旭川市永山町16丁目	」を削り、
旭川市立東鷹栖第2保育所	旭川市東鷹栖4線18号	」を
旭川市立東鷹栖第4保育所	旭川市東鷹栖9線15号	
旭川市立東鷹栖保育所	旭川市東鷹栖4線18号	」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立さくら保育所及び旭川市立東鷹栖第4保育所を廃止する等のために、旭川市地域保育所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

旭川市食品衛生法施行条例（平成12年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第5条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

第6条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「事項のうち規則で定める事項」を「事項」に改める。

第7条の見出し中「休廃止」を「休止」に改め、同条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第1号中「休止若しくは廃止」を「休止」に改め、同項第2号中「受けたとき」を「受けたこと」に、「とき。」を「こと）により廃業したとき」に改める。

第8条中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改める。

第9条中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（営業の届出）

第9条の2 法第57条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

（営業の届出をした者への準用）

第9条の3 第6条第1項、第7条第1項前段、第8条及び第9条の規定は、法第57条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第6条第1項中「法第55条第1項の許可を受けた者」とあるのは「法第57条第1項の規定による届出をした者」と、「第4条第1項の申請書」とあるのは「第9条の2の届出書」と、第7条第1項前段中「法第55条第1項の許可を受けた者」とあるのは「法第57条第1項の規定による届

出をした者」と、同項第2号中「許可を受けた者」とあるのは「届出をした者」と、第8条及び第9条中「法第56条第2項」とあるのは「法第57条第2項において準用する法第56条第2項」と読み替えるものとする。

第13条を削る。

第14条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表を次のように改める。

別表

1	飲食店営業許可申請手数料	新規 更新	18,200円 14,600円
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	新規 更新	11,600円 10,100円
3	食肉販売業許可申請手数料	新規 更新	11,600円 10,100円
4	魚介類販売業許可申請手数料	新規 更新	11,600円 10,100円
5	魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
6	集乳業許可申請手数料	新規 更新	11,600円 10,100円
7	乳処理業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
8	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
9	食肉処理業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
10	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
11	菓子製造業許可申請手数料	新規 更新	16,300円 13,300円
12	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規 更新	16,300円 13,300円
13	乳製品製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
14	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
15	食肉製品製造業許可申請手数料	新規	24,000円

	更新	19,100円
16 水産製品製造業許可申請手数料	新規 更新	18,200円 14,600円
17 氷雪製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
18 液卵製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
19 食用油脂製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
20 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規 更新	18,200円 14,600円
21 酒類製造業許可申請手数料	新規 更新	18,200円 14,600円
22 豆腐製造業許可申請手数料	新規 更新	16,300円 13,300円
23 納豆製造業許可申請手数料	新規 更新	16,300円 13,300円
24 麺類製造業許可申請手数料	新規 更新	16,300円 13,300円
25 そうざい製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
26 複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規 更新	32,700円 25,800円
27 冷凍食品製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
28 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規 更新	32,700円 25,800円
29 漬物製造業許可申請手数料	新規 更新	16,300円 13,300円
30 密封包装食品製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円
31 食品の小分け業許可申請手数料	新規 更新	16,300円 13,300円
32 添加物製造業許可申請手数料	新規 更新	24,000円 19,100円

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(説 明)

食品衛生法等の一部改正に伴い、旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成25年
旭川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第56条・第57条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行
うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2
第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう
努めなければならない。

第4条第1項第6号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め，同条第4項ただし書
を次のように改める。

ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。

第4条第6項及び第7項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め，同号イ(イ)中「第32
条」を「第32条第1項」に，「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第17条第6項中「行う会議」を「行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介

護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め，同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に，「同条」を「同項」に改める。

第48条第8項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第52条中第8号を第9号とし，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際，当該ユニット型介護老人保健施設は，全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は，適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に，「第28条まで」を「第28条まで，第30条の2」に改める。

第56条を第57条とし，第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第56条 介護老人保健施設及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文

字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は，交付，説明，同意，承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第4項から第8項まで中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項，第30条第3項，第41条の2（改正後の条例第55条において準用する場合を含む。），第45条第3項及び第53条第4項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とし，改正後の条例第20条の2及び第20条の3（改正後の条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは，「行うよう努めなければ」とし，改正後の条例第29条及び第52条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし，改正後の条例第30条の2（改正後の条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同条中「講じなければ」とあるの

は「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- 3 施行日から当分の間、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）第９条による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号）第４１条第２項第１号イ(2)の規定に基づき入居定員が１０人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、改正後の条例第４条第１項第３号及び第５３条第２項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 施行日から起算して６月を経過する日までの間における改正後の条例第４１条第１項（改正後の条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第１号から第３号までに定める措置を講じるとともに、次の第４号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の条例第３４条第２項第３号（改正後の条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（説 明）

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川
市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条・第43条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は，入院患者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の
整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては，法第
118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有
効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「，薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め，同項中第5号を第
6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては，
1以上

第4条第6項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以

下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」に改める。

第17条第6項中「行う会議」を「行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早

期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４２条を第４３条とし、第５章中同条の前に次の１条を加える。

（電磁的記録等）

第４２条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条第１項及び第１３条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２ 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２ 施行日から令和６年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第４項、第２８条第３項及び第３９条の２の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第１９条の２及び第１９条の３の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とし、改正後の条例第２７条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第２８条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなけれ

ば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

3 施行日から起算して6月を経過する日までの間における改正後の条例第39条第1項の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第32条第2項第3号の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（説 明）

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第56条・第57条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第6号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め，同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め，同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に，「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以

下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」に改める。

第17条第6項中「行う会議」を「行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条第2項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第4項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め，同号イ(4)中「第32条」を「第32条第1項」に，「同条」を「同項」に改める。

第48条第8項第1号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」に改める。

第52条中第8号を第9号とし，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際，当該ユニット型介護医療院は，全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は，適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に，「第28条まで」を「第28条まで，第30条の2」に改める。

第56条を第57条とし，第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第56条 介護医療院及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第55条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第55条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項から第7項まで中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、
附則に次の1項を加える。

- 8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第46条第2項第4号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。))第3条第4項、第30条第3項、第41条の2(改正後の条例第55条において準用する場合を含む。)、第45条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第20条の2及び第20条の3(改正後の条例第55条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」と

し、改正後の条例第 29 条及び第 52 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、改正後の条例第 30 条の 2（改正後の条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- 3 施行日から当分の間、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）第 13 条による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 45 条第 2 項第 1 号イ(2)の規定に基づき入居者の定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、改正後の条例第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 6 項第 3 号並びに第 53 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 施行日から起算して 6 月を経過する日までの間における改正後の条例第 41 条第 1 項（改正後の条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第 1 号から第 3 号までに定める措置を講じるとともに、次の第 4 号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の条例第 34 条第 2 項第 3 号（改正後の条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（説 明）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 動物の適正な飼養等（第6条－第12条）
- 第3章 動物の引取り、収容等（第13条－第19条）
- 第4章 事故発生時の措置等（第20条－第22条）
- 第5章 動物愛護センター（第23条－第26条）
- 第6章 雑則（第27条－第29条）
- 第7章 罰則（第30条－第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」とい

う。) 第44条第4項各号に掲げる動物をいう。

(2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

(3) 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。

(4) 係留等 動物の逸走又は動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため、動物を綱、鎖等で固定した物に確実につなぎ、又は住居、柵、おり等の中に収容することをいう。

(5) 野犬 飼い主のいる犬以外の犬をいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の愛護及び管理に関して必要な施策を策定し、及び市民と協力してこれを実施するものとする。

2 市は、市民及び動物関係団体（動物の愛護に関する活動、教育等を行う民間団体をいう。以下同じ。）との連携及び協働により、動物の愛護及び管理に関する取組が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の施策を円滑かつ効果的に実施するよう、国及び他の地方公共団体との密接な連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第5条 飼い主は、命あるものである動物を飼養することの責任を十分に自覚し、その動物の生態、習性及び生理を理解することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めなければならない。

2 飼い主は、その飼養する動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物の終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）に努め、やむを得ず飼養が困難となった場合は、自らの責任において適正に飼養することのできる新たな所有者を見つけるよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、動物の飼養に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、性質等に応じた必要な給餌給水、運動、休息及び睡眠を確保すること。
- (2) 動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講ずること。
- (3) 動物の種類、性質等に応じた飼養施設を整え、これを適正に維持管理すること。
- (4) 動物の訓練、しつけ等は、動物の種類、性質等に応じた適切な方法で行うこと。
- (5) 動物のふん尿、毛、羽毛等の汚物を適正に処理し、飼養施設及びその周辺、公園、道路等の公共の場所並びに他人の土地、建物等を汚染しないようにすること。
- (6) 動物の異常な鳴き声、悪臭等により、人に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (7) 動物が死亡した場合は、その死体を適正に処理すること。
- (8) 動物が逸走した場合は、自らの責任において当該動物を捜索し、及び収容するよう努めること。

2 動物の所有者は、動物の飼養に当たり、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物が逸走した場合における飼い主への返還を容易にするため、首輪、名札、マイクロチップの装着等、動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。
- (2) 動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条に規定する事項を遵守するほか、当該犬について常に係留等をしておかなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所（道路、公園その他の公共の場所を除く。）及び方法で犬を訓練するとき。
- (2) 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して運動又は移動させるとき。
- (3) 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）その他の使役犬をその目的のために使用するとき。
- (4) その他規則で定める場合に該当するとき。

2 犬の飼い主は、飼養施設又はその周辺の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、犬

を飼養している旨を表示しなければならない。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、第6条に規定する事項を遵守するほか、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、当該猫を室内で飼養するよう努めなければならない。

(飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項)

第9条 飼い主のいない猫に餌を与える者は、周辺的生活環境を保全し、及び当該猫が増えないうために必要な措置を講じ、人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

(多頭飼養の届出)

第10条 犬又は猫（生後91日未満のものを除く。）の飼い主（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定める者（以下「動物取扱業者等」という。）を除く。）は、一の飼養施設における犬及び猫の数の合計数が規則で定める数以上となった場合には、その日から30日以内に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者（次条において「多頭飼養者」という。）は、当該届出の内容に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）があった場合には、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る動物の数が一の飼養施設において同項の規則で定める数未満となった場合には、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第11条 市長は、多頭飼養者が飼養する犬及び猫の健康及び安全を保持し、又は周辺的生活環境を保全するために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬及び猫の飼養方法等について必要な助言又は指導を行うことができる。

(災害発生時の措置)

第12条 市、市民及び動物関係団体は、地震、火災その他の災害が発生した場合（次項において「災害時」という。）には、相互に協力して、動物の救助に努めなければならない。

2 飼い主は、平常時において災害時における動物の適正な飼養に備えるものとし、災害時には、飼養する動物の保護及び当該動物による事故の発生の防止に努めるとともに、自らが避難するときは、当該動物と共に避難するよう努めなければならない。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬又は猫の引取り)

第13条 市長は、法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合には、当該所有者に対し、安易に当該犬又は猫の飼養を放棄せず、これらを終生飼養することを求めるものとする。

2 市長は、法第35条第1項又は同条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取る場合は、その引取りを求める者に対し、日時、場所その他これらを引き取るために必要な指示をすることができる。

(その他の動物の引取り)

第14条 市長は、犬及び猫以外の動物であって規則で定めるものの引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による引取りについて準用する。

(野犬等の捕獲等)

第15条 市長は、第7条第1項の規定に違反して係留等をされていない飼い主のいる犬及び野犬（以下「野犬等」という。）をその職員に捕獲させることができる。

2 前項の職員は、捕獲のため追跡中の野犬等が、その飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

3 市長は、野犬が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがある場合において、当該野犬を捕獲することが著しく困難であると認めたときは、薬物を使用して当該野犬を掃討することができる。

4 市長は、前項の規定により薬物を使用する場合には、あらかじめ、その期間及び区域を定めて公示するとともに、その旨を当該区域及びその周辺の住民に対し周知し、並びに必要なであると認める市町村に通知しなければならない。

5 前項の期間において、係留等をされていない犬のうち飼い主がいることが明らかなもののほかは、全て野犬とみなす。

6 市長は、隣接する市町村長から薬物を使用して野犬を掃討する旨の通知を受けたときは、野犬の掃討をする市町村名及びその期間を公示するものとする。

(動物の収容、公示等)

第16条 市長は、法第35条第1項又は同条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬又は猫、第14条第1項の規定により引き取った犬及び猫以外の動物並びに第15条第1項の規定により捕獲させた野犬等を収容することができる。

2 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬又は猫、法第36条第2項の規定により収容した動物又は第15条第1項の規定により捕獲させた野犬等のうち、飼い主の判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき旨の通知を行い、飼い主の判明しないもの（法第36条第2項の規定により収容した動物の死体を除く。）については収容した旨を速やかに公示するものとし、その期間は公示した日の翌日から起算して2日間とする。

3 市長は、飼い主が前項の通知を受け取った日又は同項の規定による公示の期間が満了した日の翌日までにその動物を引き取らないときは、これを譲渡その他の方法により処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由によりこれらの期間内に引き取ることができないため、市長が相当と認める期間内に引き取る旨の申出があったときは、当該申出があった期間が経過するまでは、処分することができない。

(収容動物に対する治療等)

第17条 市長は、法第36条第2項の規定により収容した動物（疾病にかかり、又は負傷した動物に限る。）又は第16条第1項の規定により収容した動物を適正に保管するとともに、必要に応じて治療、繁殖の防止その他の措置を講ずるものとする。

(収容動物の譲渡)

第18条 市長は、法第35条第1項の規定により引き取った犬又は猫、第14条第1項の規定により引き取った犬及び猫以外の動物並びに第16条第3項の規定により処分することができることとされた動物については、その飼養を希望する者であって、適正に飼養することができるものと認めるものに譲渡することができる。

(動物を負傷させた者の講ずべき措置)

第19条 過失により動物を負傷させ、又は死亡させた者は、速やかにこれを救護し、又は収容する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 事故発生時の措置等

(犬による咬傷事故発生の届出)

第20条 犬の飼い主は、当該犬が人又は他の動物（哺乳類に限る。次項において同じ。）を

かんだときは、直ちに適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置を講じ、当該犬による事故の状況及び当該措置について市長に届け出るとともに、当該犬を獣医師に検診させなければならない。

- 2 犬にかまれたときは、そのかまれた者若しくはかまれた他の動物の飼い主又はその代理人は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(勧告及び措置命令)

第21条 市長は、飼い主のいる犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、期限を定めて、当該犬の係留等、当該犬への口輪の装着その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(立入調査等)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から必要な事項の報告を期限を付して求め、又はその職員に、動物が飼養され、若しくは保管されている土地その他関係のある場所に立ち入り、飼養の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼い主その他の関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 動物愛護センター

(設置)

第23条 市は、第1条の目的を達成するため、旭川市動物愛護センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第24条 センターの位置は、旭川市7条通10丁目とする。

(事業)

第25条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動に係る事業
- (2) 動物の愛護及び適正な飼養のための飼い主等に対する助言及び指導

- (3) 飼い主のいない猫に対する繁殖の防止の措置に係る事業
- (4) 犬、猫その他の動物の引取り、収容、保管、治療、返還、処分等の措置
- (5) 狂犬病の発生の防止等のための必要な措置等に係る事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(利用の禁止又は制限)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) その他センターの管理運営上支障があると認めたとき。

第6章 雑則

(動物愛護管理員及び動物愛護指導員)

第27条 市長は、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 市長は、動物愛護管理員が行う事務を補助させるため、動物愛護指導員を置く。

3 動物愛護管理員及び動物愛護指導員は、第15条第1項の規定による野犬等の捕獲、第22条第1項の規定による立入調査その他動物の愛護及び管理に関する事務を行うものとする。

(手数料)

第28条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

- (1) 法第35条第1項又は第14条第1項の規定により動物の引取りを求める者 次に掲げる区分に応じ当該区分に掲げる額

ア 生後91日以上動物 1頭又は1匹につき 2, 140円

イ 生後91日未満動物 1頭又は1匹につき 450円

- (2) 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容した動物（疾病にかかり、又は負傷した動物に限る。）又は第15条第1項の規定により捕獲させた飼い主のいる犬の返還を求める者 次に掲げる区分の手数料を合算した額

ア 返還に係る手数料 1頭又は1匹につき 1, 450円

イ 保管に係る手数料 1頭又は1匹1日につき 820円

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項の規定に違反して係留等をしなかった者

(2) 第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第21条第2項の規定による命令に違反した者

(4) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第31条 第7条第2項の規定に違反して犬を飼養している旨を表示しなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第33条 第10条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例及び旭川市動物愛護センター条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例（昭和28年旭川市条例第48号）

(2) 旭川市動物愛護センター条例（平成24年旭川市条例第44号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例及び旭川市動物愛護センター条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に一の飼養施設において、この条例に基づく規則で定める数以上の犬及び猫（生後 9 1 日未満のものを除く。）を飼養する飼い主（動物取扱業者等を除く。）に対する第 1 0 条第 1 項の規定の適用については、同項中「となった場合には、その日から 3 0 日以内」とあるのは、「である場合には、令和 3 年 6 月 3 0 日まで」とする。
- 5 第 2 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号アの規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 第 2 8 条第 1 項第 2 号イの規定は、施行日以後に引き取り、又は収容した動物の保管に係る手数料について適用し、同日前に引き取り、又は収容した動物の保管に係る手数料については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説 明）

動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成11年旭川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「第2項」を「第3項」に改める。

第9条第3項中「前2項の規定のいずれか」を「第1項又は第3項の規定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 浄化槽保守点検業者は、第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、前項の浄化槽管理士に対し、市長が指定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

第19条第1号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第2条第1項又は第3項の規定により登録を受けている者は、当該登録の有効期間

が満了する日までの間、この条例による改正後の旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第9条第2項の規定は、適用しない。

(説 明)

浄化槽法の一部改正に伴い、旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市旭山動物園施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旭山動物園施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市旭山動物園施設整備基金条例の一部を改正する条例

旭川市旭山動物園施設整備基金条例（平成19年旭川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 動物の飼育及び健康管理に必要な経費の財源に充てるため、令和3年度に限り、第6条の規定にかかわらず、基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

令和3年度における基金の処分の目的の特例を定めるために、旭川市旭山動物園施設整備基金条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例

旭川市道路占用料条例（昭和36年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

円 5 6 0
8 6 0
1, 2 0 0
5 0 0
8 0 0
1, 1 0 0
5 0

」を

円 5 1 0
7 9 0
1, 1 0 0
4 6 0
7 3 0
1, 0 0 0
4 6

」に,

「

4 9 0
3 0 0
1, 0 0 0
4 2 0
2, 0 0 0

「

4 5 0
2 7 0
9 1 0
3 8 0
1, 9 0 0

1, 0 0 0
2 1
3 0
4 5
6 0
9 0
1 2 0
2 1 0
3 0 0
6 0 0
1, 0 0 0
1, 0 0 0
6 1 0
1, 0 0 0
2 0
2 0 0
2 0 0
2, 0 0 0
1, 4 0 0
7 0 0
8 0 0

9 1 0
1 9
2 7
4 1
5 5
8 2
1 1 0
1 9 0
2 7 0
5 5 0
9 1 0
9 3 0
5 6 0
9 1 0
1 9
1 9 0
1 9 0
1, 9 0 0
1, 3 3 0
6 6 5
7 3 0

2 0
2 0 0

」を

1 9
1 9 0

」に，

「

2 0 0
1 0 0

」を

「

1 9 0
9 1

」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は，令和３年４月１日以後の占用に係る占用料について適用し，同日前の占用に係る占用料については，なお従前の例による。
- 3 令和３年４月１日前から引き続き占用している占用物件であって，その占用期間が１年未満であるものの占用料については，前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（説 明）

占用料の額を改定するために，旭川市道路占用料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例

旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表(5)東光スポーツ公園施設の項中

「 午前6時から午後7時 （夜間照明を備えるも のにあつては、午後9 時）まで	」を	「 午前6時から午後9時 まで	」に改める。
---	----	-----------------------	--------

別表(6)東光スポーツ公園施設の項中

球技 場	業としての 興行	全日	21,280円	入場料総額 の12%	(3) 「全日」とは午前9 時から午後5時まで、 「午前」とは午前9時 から正午まで、「午後」 とは午後1時から午後 5時まで、「早朝」とは 午前6時（軟式野球場 （第三球場）にあつて は、午前5時）から午 前9時まで、「夜間」と は午後5時から午後7 時（球技場（夜間照明 を備えるものに限る。） にあつては、午後9時） までをいう。
		午前	7,980円	入場料総額 の4.5%	
		午後	10,640円	入場料総額 の6%	
		早朝・夜間1 時間につき	2,660円	入場料総額 の1.5%	
	一般	全日	10,640円	最高入場料 の120人分	
		午前	3,990円	最高入場料 の45人分	
		午後	5,320円	最高入場料 の60人分	

(4) 「照度ア」とは照度
200ルクスで、「照度
イ」とは照度100
ルクスで点灯する場合

		早朝・夜間 1 時間につき	1,330円	最高入場料 の 15 人分	をいう。
	夜間照明	照度ア 1 時間につき	1,890円	3,780円	
		照度イ 1 時間につき	930円	1,870円	
軟式 野球 場・ 球技 場の 附属 施設 及び 器具	会議室 1 室 につき	全日	1,940円	3,880円	
		午前	820円	1,610円	
		午後	1,080円	2,160円	
		早朝・夜間 1 時間につき	290円	590円	
	予備室等 1 室 につき	全日	1,080円	2,160円	
		午前	450円	910円	
		午後	600円	1,180円	
		早朝・夜間 1 時間につき	150円	320円	
	拡声装置一 式	全日	6,480円	12,960円	
		午前	2,690円	5,500円	
		午後	3,670円	7,340円	
		早朝・夜間 1 時間につき	990円	1,940円	
	ワイヤレス マイク一 式	全日	1,940円	3,880円	
		午前	820円	1,610円	
		午後	1,080円	2,160円	
		早朝・夜間 1 時間につき	290円	590円	

」を

軟式 野球 場の 附属 施設 及び 器具	会議室 1 室 につき	全日	1,940円	3,880円	(3) 「全日」とは午前 9 時から午後 5 時まで、 「午前」とは午前 9 時 から正午まで、「午 後」とは午後 1 時から 午後 5 時まで、「早 朝」とは午前 6 時（第 三球場にあつては、午 前 5 時）から午前 9 時 まで、「夜間」とは午
		午前	820円	1,610円	
		午後	1,080円	2,160円	
		早朝・夜間 1 時間につき	290円	590円	
		全日	1,080円	2,160円	

	予備室等 1 室につき	午前	450円	910円	後 5 時から午後 7 時までをいう。
		午後	600円	1,180円	
		早朝・夜間 1 時間につき	150円	320円	
	拡声装置一式	全日	6,480円	12,960円	
		午前	2,690円	5,500円	
		午後	3,670円	7,340円	
		早朝・夜間 1 時間につき	990円	1,940円	
	ワイヤレスマイク一式	全日	1,940円	3,880円	
		午前	820円	1,610円	
		午後	1,080円	2,160円	
		早朝・夜間 1 時間につき	290円	590円	
球技場	業としての興行	全日	15,960円	入場料総額の 9 %	(1) 入場料の類を徴収する場合の使用料の額が入場料の類を徴収しない場合の使用料の額より少ないときは、後者の額によるものとする。 (2) シャワー及び暖房装置等を使用した場合は、その実費を徴収する。 (3) 「全日」とは午前 9 時から午後 3 時まで、「午前」とは午前 9 時から正午まで、「午後」とは正午から午後 3 時まで、「早朝」とは午前 6 時から午前 9 時まで、「夜間」とは午後 3 時から午後 9 時までをいう。 (4) 「照度ア」とは照度 200 ルクスで、「照度イ」とは照度 100 ルクスで点灯する場合をいう。
		午前・午後	7,980円	入場料総額の 4.5 %	
		早朝・夜間 1 時間につき	2,660円	入場料総額の 1.5 %	
	一般	全日	7,980円	最高入場料の 90 人分	
		午前・午後	3,990円	最高入場料の 45 人分	
		早朝・夜間 1 時間につき	1,330円	最高入場料の 15 人分	
	夜間照明	照度ア 1 時間につき	1,890円	3,780円	
		照度イ 1 時間につき	930円	1,870円	
	球技場の附属施設及び器具	全日	1,360円	2,700円	
		午前・午後	820円	1,610円	
		早朝・夜間 1 時間につき	290円	590円	
		全日	780円	1,520円	

	予備室等 1 室につき	午前・午後	450円	910円
		早朝・夜間 1 時間につき	150円	320円
	拡声装置一式	全日	4,500円	9,080円
		午前・午後	2,690円	5,500円
		早朝・夜間 1 時間につき	990円	1,940円
	ワイヤレスマイク一式	全日	1,360円	2,700円
		午前・午後	820円	1,610円
		早朝・夜間 1 時間につき	290円	590円
	」に			

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 2 0 日から施行する。

(説 明)

東光スポーツ公園球技場並びにその附属施設及び器具の使用料の区分に係る規定を整備する等のために、旭川市都市公園条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例

旭川市駐輪場条例（平成24年旭川市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「午前5時から翌日の午前0時45分まで」を「午前0時から午後12時まで（4月1日にあつては午前8時45分から午後12時まで，11月30日にあつては午前0時から午後5時15分まで）」に改める。

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

駐輪場の供用時間を変更するために，旭川市駐輪場条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

」 を 「

」 に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

市立旭川病院経営委員会の委員の定数を改定するために、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和3年4月1日 |
| 3 契約金額 | 12,220,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 旭川市●●●●●●●●
氏名 中 島 幹 雄
資格 公認会計士 |

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

整 理 番 号				路 線 名	起 点 終 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	4	2	6	神楽2条4・8丁目間 1号線	神楽2条4丁目365番地先一般国道 237号線中心 神楽2条8丁目419番地の161地 先
8 E	4	2	7	神楽3条4丁目1号線	神楽3条4丁目343番地先一般国道 237号線中心 神楽3条4丁目355番地先
8 E	4	2	12	神楽2・4条間5丁目 1号線	神楽4条5丁目419番地の70地先 一般国道237号線中心 神楽2条5丁目877番地先
8 E	4	2	26	神楽3条4・6丁目間 1号線	神楽3条4丁目343番地先一般国道 237号線中心 神楽2条6丁目885番地の1地先

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

整 理 番 号				路 線 名	起 点 終 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	1	5 7	3 9	豊岡 8 条 4 丁目 3 号線	豊岡 8 条 4 丁目 1 0 8 番地の 6 4 地先 豊岡 8 条 4 丁目 1 0 8 番地の 8 9 地先
8 E	2	158	5 7	春光 6 条 8 丁目 2 号線	春光 6 条 8 丁目 1 番地の 7 地先 春光 6 条 8 丁目 1 番地の 1 1 地先
8 E	2	177	3 4	川端町 1 条 7 丁目 1 号線	川端町 1 条 7 丁目 2 6 1 7 番地の 1 1 地先 川端町 1 条 7 丁目 2 6 0 6 番地の 5 地先
8 E	2	177	3 5	川端町 1・2 条間 6 丁目 1 号線	川端町 2 条 7 丁目 2 6 0 6 番地の 9 地先 川端町 1 条 7 丁目 2 6 0 8 番地の 6 地先
8 E	4	2	6	神楽 2 条 4・5 丁目間 1 号線	神楽 2 条 4 丁目 3 6 5 番地の 2 地先 一般国道 2 3 7 号線中心 神楽 2 条 5 丁目 8 6 7 番地の 1 地先
8 E	4	2	1 2	神楽 3・4 条間 5 丁目 1 号線	神楽 4 条 5 丁目 4 1 9 番地の 7 0 地先 一般国道 2 3 7 号線中心 神楽 3 条 5 丁目 4 1 9 番地の 1 0 地先

8 E	4	2	2 6	神楽 3 条 4 ・ 8 丁目間 1 号線	神楽 3 条 4 丁目 3 4 3 番地の 1 地先一 般国道 2 3 7 号線中心 神楽 3 条 8 丁目 4 1 9 番地の 1 6 1 地 先
8 E	4	2	3 1	神楽 2 条 5 丁目 2 号線	神楽 2 条 5 丁目 8 6 7 番地の 1 地先 神楽 2 条 5 丁目 8 7 7 番地先

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	241,395	令和3年2月1日	令和2年12月22日 旭川市末広東1条3丁目	市 100
2	155,038	令和3年2月4日	令和2年10月23日 旭川市忠和6条1丁目	市 100

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
78,925円	令和3年1月28日	令和2年12月23日 旭川市東光5条2丁目	市 100%

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	総合庁舎建替 （A）新築工 事	変更前 5, 7 4 3, 2 8 9, 7 9 0 変更後 5, 7 4 4, 1 2 9, 9 4 8	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第70号契約の締結について （令和2年3月26日）
2	総合庁舎建替 （B）新築工 事	変更前 3, 2 1 9, 6 9 8, 0 2 5 変更後 3, 2 2 0, 1 0 3, 0 4 5	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第71号契約の締結について （令和2年3月26日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	総合庁舎建替 （A）新築工 事	変更前 5, 7 3 1, 0 0 0, 0 0 0 変更後 5, 7 4 3, 2 8 9, 7 9 0	令和2年 5月29日	議案第70号契約の締結 について （令和2年3月26日）
2	総合庁舎建替 （B）新築工 事	変更前 3, 2 1 4, 2 0 0, 0 0 0 変更後 3, 2 1 9, 6 9 8, 0 2 5	令和2年 5月29日	議案第71号契約の締結 について （令和2年3月26日）
3	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 8 1 9, 5 0 0, 0 0 0 変更後 8 2 0, 4 0 6, 4 9 0	令和2年 5月29日	議案第72号契約の締結 について （令和2年3月26日）
4	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 8 5 2, 5 0 0, 0 0 0 変更後 8 5 4, 2 3 2, 3 6 9	令和2年 5月29日	議案第73号契約の締結 について （令和2年3月26日）
5	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1, 3 6 4, 0 0 0, 0 0 0 変更後 1, 3 6 5, 5 0 7, 2 9 0	令和2年 5月29日	議案第74号契約の締結 について （令和2年3月26日）

6	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 5 7 9, 4 8 0, 0 0 0 変更後 5 8 0, 1 6 3, 2 8 5	令和2年 5月29日	議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
7	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 3 9 0, 5 0 0, 0 0 0 変更後 3 9 1, 6 4 1, 3 9 9	令和2年 5月29日	議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替（A）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 5, 7 3 1, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 新谷・荒井・高・田中・タカハタ共同企業体
新 谷 建 設 株 式 会 社
荒 井 建 設 株 式 会 社
株 式 会 社 高 組
株式会社田中組旭川支店
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替（B）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 3, 2 1 4, 2 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・盛永・廣野・吉宮共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
株 式 会 社 盛 永 組
株 式 会 社 廣 野 組
吉 宮 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |